

平成28年4月14日からの  
熊本地震による被災者の皆さまへ

# 各種支援制度のご案内

この度の災害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
このパンフレットは、皆さまの生活再建のために、各種の支援制度をまとめたものです。  
ご利用くださいますようお願いいたします。

平成28年5月

## 嘉 島 町

### 総合相談窓口

- 所在地：上益城郡嘉島町大字上島530番地  
嘉島町役場2階大会議室
- 電話番号：096-237-5890、5891
- 受付時間：午前9時00分～午後4時00分

(注) このパンフレットの内容は、制度改正等により、今後変更になる場合があります。また、総合相談窓口にお越しの際は、念のため印鑑をご持参ください。



## 目 次

### ●住まいの確保・再建

#### 〈 被害程度の証明 〉

- 【1】 罹災証明書 ..... 1

### ●経済・生活面の支援

#### 〈 当面の生活資金や生活再建の資金 〉

- 【2】 被災者生活再建支援制度 ..... 2～3  
【3】 災害弔慰金 ..... 4  
【4】 災害障害見舞金 ..... 5  
【5】 災害援護資金貸付金 ..... 6～7

#### 〈 地震災害の被災者への支援 〉

- 【6】 義援金 ..... 8  
【7】 家屋損壊等に対する見舞金（日本財団） ..... 9  
【8】 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 ..... 10

#### 〈 住まいの補修・建替・取得 〉

- 【9】 住宅の応急修理 ..... 11  
【10】 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ..... 12  
【11】 被災住宅の補修のための相談制度 ..... 13

#### 〈 仮設住宅 〉

- 【12】 みなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅） ..... 14  
【13】 応急仮設住宅（プレハブ式仮設住宅） ..... 15

#### 〈 就学の支援 〉

- 【14】 学用品等の給与・貸与 ..... 16  
【15】 小中学校への就学に関する相談 ..... 16

#### 〈 子どもの養育支援 〉

- 【16】 児童扶養手当の所得制限の特例措置 ..... 16  
【17】 保育料の減免 ..... 16

#### 〈 税金・保険料の減免・猶予等 〉

- 【18】 町税等の納期の延長 ..... 17  
【19】 町県民税の減免 ..... 17  
【20】 固定資産税の減免 ..... 17  
【21】 国民健康保険税の減免 ..... 17

【22】 介護保険料の徴収猶予及び減免	17
【23】 後期高齢者医療保険料の減免	17
【24】 国民年金保険料の免除	17
【25】 国民健康保険一部負担金の免除	17
【26】 後期高齢者医療保険制度の一部負担金の猶予及び免除	17

#### 〈 公共料金の減免 〉

【27】 下水道使用料の減免	17
----------------	----

#### 〈 福祉サービス等をご利用の方への支援 〉

【28】 障がい福祉サービス利用料等の助成	18
【29】 介護サービス利用料の免除	18

#### 〈 就労の支援 〉

【30】 雇用保険失業給付の特例措置	19
【31】 広域求職活動費支給制度	20
【32】 移転費支給制度	21
【33】 労災保険制度	22

#### 〈 家屋解体撤去、ごみ・がれきの処理 〉

【34】 家屋等の解体撤去	23
【35】 災害ごみの受入・処分	23

### ●事業者への支援

#### 〈 事業者のための支援 〉

【36】 雇用調整助成金制度	24
【37】 厚生年金保険料及び労働保険料等の納付期限の延長・猶予	25

### ●農業への支援

#### 〈 農業者のための支援 〉

【38】 農林漁業セーフティネット資金	26
【39】 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	27
【40】 農林漁業施設資金（災害復旧）	28
【41】 経営体育成強化資金	29
【42】 農業近代化資金	30
【43】 農業基盤整備資金（基盤の復旧）	31
【44】 被災農業者向け経営体育成支援事業	32

●関係機関等のお問合せ先	33～38
--------------	-------

## ● 住まいの確保・再建

### 〈 被害程度の証明 〉

#### 【 1 】 罹災証明書

##### (1) 支援の種類

被害程度の証明

##### (2) 支援の内容

住宅等の被害程度を証明します。地震保険等の支払請求に必要となったり、証明書判定基準により、このパンフレットに記載されている各種制度の対象となる場合があります。

被害の程度は、次の4つに区分されます。

被害区分	被害の判定基準
全壊	家屋の経済的損害割合が50%以上のもの
大規模半壊	家屋の経済的損害割合が40%以上50%未満のもの
半壊	家屋の経済的損害割合が20%以上40%未満のもの
一部損壊	家屋の経済的損害割合が20%未満のもの

##### (3) 活用できる方

災害により、住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方や家財等に被害を受けられた方

##### (4) 手続

被害状況調査が終了した方は、総合相談窓口でお受け取りください。

納屋や家財等の証明が必要な方、事業所の証明が必要な方は被害状況がわかる写真を総合相談窓口までお持ちください。被害状況によっては、現地での調査が必要となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

##### (5) 必要書類

・身分証明書 ・代理の場合は委任状 ・罹災場所の住居地住所と住民票の住所が異なる場合は罹災地住所に住んでいることが証明できる資料（電気代領収書等）

##### (6) お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 237-5890 総務課総務係 TEL 237-1112

## ● **経済・生活面の支援**

### 〈 当面の生活資金や生活再建の資金 〉

#### 【2】被災者生活再建支援制度

##### (1) 支援の種類

給付（基礎支援金①＋加算支援金②）

##### (2) 支援の内容

地震により住宅に被害があった世帯を対象に、次のとおり支援金を支給します。

（単位：万円）

区分	基礎支援金	加算支援金	計
	住宅の被害程度	住宅の再建方法	
	①	②	①＋②
全壊世帯 解体世帯	100	建築・購入 200	300
		補修 100	200
		賃借 50	150
大規模半壊世帯	50	建築・購入 200	250
		補修 100	150
		賃借 50	100

※単身世帯は、各支援金の受領金額が3/4になります。

●住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとな非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

●支援金の請求は、震災が起きてから、**基礎支援金は13か月以内、加算支援は37か月以内**に行なう必要があります。

●加算支援金を重複して受け取ることはできません。

例えば、住宅全壊後、一時的に賃貸アパート等に居住した場合には加算金50万円を受け取ることができますが、その後住宅を補修しても、受け取れる金額は100万円から既に支給された50万円を差し引いた50万円です。

##### (3) 活用できる方

震災により住宅に「全壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受けた方（上記「全壊とみなされる方」を含む。）

##### (4) 手続

必要書類を取り揃え、総合相談窓口で申請してください。必要書類は県がとりま

とめ公益財団法人都道府県会館に送付され、審査されます。審査後、指定の金融機関口座に支援金が振り込まれます。

(5) 必要書類

		全壊	解体		大規模 半壊	
			半壊 解体	敷地被害 解体		
基礎 支援 金	①罹災証明書	○	○	○	○	
	②	解体証明書		○	○	○
		滅失登記簿謄本		○	○	○
		敷地被害証明書類			○	○
	③住民票	○	○	○	○	
④預金通帳の写し	○	○	○	○		
支援 加算 金	⑤契約書（住宅の建設・ 購入、補修、借家の賃貸 借）等の写し	○	○	○	○	

(6) お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 237-5890 町民課福祉係 TEL 237-2576

### 【3】災害弔慰金

#### (1) 支援の種類

給付

#### (2) 支援の内容

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。

- ① 生活維持者が死亡した場合：500万円
- ② その他の者が死亡した場合：250万円

#### (3) 活用できる方

災害により死亡した方（嘉島町に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。

#### (4) 手続

下記にお問い合わせください。

#### (5) 必要書類

下記にお問い合わせください。

#### (6) お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 237-5890 町民課福祉係 TEL 237-2576

## 【4】災害障害見舞金

### (1) 支援の種類

給付

### (2) 支援の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。

- ① 生活維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円
- ② その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円

### (3) 活用できる方

災害により以下のような重い障がいを受けた方です。

ア. 両眼が失明した方

イ. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方

ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方

エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方

オ. 両上肢を肘関節以上で失った方

カ. 両上肢の用を全廃した方

キ. 両下肢を膝関節以上で失った方

ク. 両下肢の用を全廃した方

ケ. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる方

### (4) 手続

下記にお問い合わせください。

### (5) 必要書類

障がいを有することを証明する医師の診断書

### (6) お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 237-5890 町民課福祉係 TEL 237-2576

## 【5】災害援護資金貸付金

### (1) 支援の種類

貸付

### (2) 支援の内容

災害により世帯主の負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を次の区分による貸付限度額を上限として貸し付けます。

① 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア. 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合：150万円

イ. 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円

ウ. 住居が半壊した場合：270万円

※住居を建て直す場合：350万円

エ. 住居が全壊した場合：350万円

② 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア. 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合：150万円

イ. 住居が半壊した場合：170万円

※住居を建て直す場合：250万円

ウ. 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）：250万円

※住居を建て直す場合：350万円

エ. 住居の全体が滅失または流失した場合：350万円

●貸付利率 年3.0%（据置期間は無利子）

●償還期間 10年（うち据置期間：原則3年）

### (3) 活用できる方

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上

② 家財の3分の1以上の損害

③ 住居の半壊又は全壊

●所得制限があります。

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

#### (4) 手続

- ① 借受人が町に対して借入申込書を提出します。
- ② 申込書の審査を行い、町が借受人に対して貸付決定後、貸付を行います。
- ③ 借入金償還（10年間（うち据置期間3年）で借入金の償還をおこなっていただきます。）

#### (5) 必要書類

- ・ 災害援護資金借入申込書
- ・ (3) ①の場合は、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

#### (6) お問い合わせ先

総合相談窓口 Tel 237-5890      町民課福祉係 Tel 237-2576

## 〈 地震災害の被災者への支援 〉

### 【 6 】 義援金

義援金配分委員会を設置し、配分基準・配分時期などを決定後、支給します

#### お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 2 3 7 - 5 8 9 0      総務課総務係 TEL 2 3 7 - 1 1 1 2

## 【7】家屋損壊等に対する見舞金（日本財団）

### （1）支援の種類

給付

### （2）支援の内容

災害により家屋が損壊した世帯に対し、20万円の見舞金を支給します。

### （3）活用できる方

震災時に熊本県内に居住の世帯で、罹災状況が **全壊**・**大規模半壊** に該当する方

### （4）手続

総合相談窓口設置の申込書で申請してください。日本財団法人から指定された口座に直接振込まれます。

### （5）必要書類

・罹災証明書 ・振込口座の通帳の写し（世帯主名義）

### （6）その他

- ・建物の所有者であっても、居住していなかった方については、対象となりません。
- ・非住家や事業所は対象となりません。

### （7）お問い合わせ先

日本財団災害復興支援センター熊本本部 TEL 070-3623-9611

## 【8】生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

### （1）支援の種類

貸付

### （2）支援の内容

一世帯につき一回限り10万円以内の貸付。

ただし、次の場合は一世帯につき一回限り20万円以内。

- ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護者がいる場合
- ③ 4人以上の世帯である場合
- ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
  - 貸付利率 無利子
  - 据置期間 貸付の日から1年以内
  - 償還期限 据置期間終了後2年以内

### （3）活用できる方

被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。

### （4）手続

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会の受付窓口で申請してください。県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

### （5）必要書類

- ・身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票等）
- ・印鑑
- ・預金通帳又はキャッシュカード

### （6）お問い合わせ先

嘉島町社会福祉協議会 TEL 237-2981

熊本県社会福祉協議会 TEL 324-5475

## 〈 住まいの補修・建替・取得 〉

### 【9】住宅の応急修理

#### (1) 支援の種類

現物支給

#### (2) 支援の内容

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して被災した住宅の屋根等の基本部分、基礎、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

応急修理は町が業者に委託して実施します。修理限度は1世帯当たり57万6千円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

#### (3) 活用できる人

- ① 罹災の状況が **全壊**・**大規模半壊**・**半壊** に該当する方
- ② 民間賃貸借上げ住宅に入居していない方
- ③ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方
- ④ 応急仮設住宅に入居されない方
- ⑤ 半壊判定の方は、前々年（平成26年分）の世帯収入が、原則、500万円以下の世帯  
ただし、ア．世帯主が45歳以上の場合は、700万円以下  
イ． 〃 60歳以上の場合は、800万円以下  
ウ． 〃 要配慮世帯の場合は、800万円以下

※大規模半壊、全壊の世帯については、資力の要件は問いません。

※所得要件については変更になる可能性があります。

#### (4) 手続

住宅の応急修理を希望する方は、町に申込書を提出します。工事費用は、町が直接工事業者に支払うこととなります。

#### (5) 必要書類

- ・ 応急修理申込書
- ・ 世帯全員分の住民票
- ・ 世帯全員分の所得証明書（平成26年分のもの）
- ・ 罹災証明書
- ・ 要配慮世帯の方は、それが確認できる証明書類

※上記書類は、町で確認できる場合は省略できる場合があります。

#### (6) お問い合わせ先

総合相談窓口 TEL 237-5890 企画情報課 TEL 237-2641

## 【10】母子父子寡婦福祉資金貸付金

### (1) 支援の種類

母子及び父子並びに寡婦家庭への貸付と据置期間の延長、支払の猶予

### (2) 支援の内容

被災した母子及び父子並びに寡婦に対して、住宅資金の貸付などを行いません。

ア. 家財の破損、住宅の全壊、半壊、又はこれらに準ずる被害を受けた場合「住宅資金」を貸付けます。

イ. アと同様の被害を受けた場合には据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲で延長することができます。

ウ. 災害のため貸付を受けた者が支払期日に償還することが困難になった場合には支払を猶予します。この場合、1年以内の支払猶予期間を設けることができます。この猶予期間は、利子が課せられません。

### (3) 活用できる方

母子、父子、寡婦の方で罹災状況が 全壊大規模半壊半壊 に該当する方

### (4) 手続

申請書等をご提出ください。町で審査を行い、適当と判定されれば貸付を開始します。

### (5) 必要書類

- ・母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
- ・母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書
- ・母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書
- ・印鑑証明書

### (6) お問い合わせ先

上益城地域振興局福祉課 TEL 2 8 2 - 0 2 1 5

町民課福祉係 TEL 2 3 7 - 2 5 7 6

## 【11】被災住宅の補修のための相談制度

### (1) 支援の種類

相談

### (2) 支援の内容

- ① 被災住宅の補修・再建にかかるフリーダイヤル（0120-330-712）の開設
- ② 現場で被災住宅の補修・再建の相談に応じる専門家の派遣
- ③ 現地での相談窓口の設置

### (3) 活用できる人

熊本地震で住宅が被災した方

### (4) 手続

- (2) ①のフリーダイヤルへお申し込みください。  
※日曜、祝日を除く10時～17時

### (5) お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 Tel 03-5253-8942

## 〈 仮設住宅 〉

### 【12】 みなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅）

#### （1） 支援の種類

民間賃貸住宅の提供

#### （2） 支援の内容

家賃が1か月当たり原則6万円（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円）以下であり、管理会社等により賃貸可能と確認された民間賃貸住宅の借上げについて、最長2年間を入居期間として県が次の費用を負担します。

①家賃 ②礼金（家賃の1か月分を限度） ③仲介手数料（家賃の0.54か月分を限度） ④敷金（家賃の2か月分を限度） ⑤火災保険等損害保険料（1年当たり1万円を限度）

※光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費、退去時の修繕費が敷金を上回る場合の不足額などは入居者の負担となります。

#### （3） 活用できる方

- ① 熊本地震における災害時において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する方
- ② 震災により全壊又は大規模半壊により、居住する住宅がない方
- ③ 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- ④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

#### （4） 手続

被災時にお住まいの市町村に設置される相談窓口にて、関係書類を受け取り、不動産相談窓口（TEL 0 1 2 0 - 0 3 - 0 3 3 8、受付時間10時～17時）にお電話いただき、熊本県が実施する民間賃貸住宅借上げ事業に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。物件を選定後、必要書類を作成いただき被災時にお住まいの市町村宛てご提出ください。

#### （5） 必要書類

- ・ 申込書 ・ 契約書 ・ 誓約書 ・ 暴力団員の照会等に係る「同意書」
- ・ 応急仮設住宅としての使用に係る同意書 ・ 世帯全員分の住民票
- ・ 罹災証明書 ・ 委任状（必要に応じて） ・ チェックリスト

#### （6） お問い合わせ先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課 TEL 3 3 3 - 2 8 1 8

総合相談窓口 TEL 2 3 7 - 5 8 9 0 農政課 TEL 2 3 7 - 2 6 2 9

## 【13】 応急仮設住宅（プレハブ式仮設住宅）

### （1） 支援の種類

プレハブ式仮設住宅の提供

### （2） 支援の内容

完成後2年間を限度として応急仮設住宅を提供します。トイレ・風呂・給湯器等付きで、家賃は無料です。「1DK（約20㎡）」「2DK（約30㎡）」「3K（約40㎡）」の3タイプがあり、世帯人数により入居できるタイプが異なります。大家族の場合は2戸に分かれていただく場合があります。1世帯1台分まで駐車場あり。

### （3） 活用できる方

居住する住宅が **全壊**・**大規模半壊** により居住する住宅がない方。ただし、修理・補修のための仮住宅としては入居できません。

### （4） 手続

総合相談窓口備え付けの申請用紙等によりお申込みください。

### （5） 必要書類

- ・ 申込書 ・ 罹災証明書（写し可） ・ 誓約書 ・ 委任状（必要に応じて）
- ・ チェックリスト ・ その他入居を優先する要件等を証明するものの写し

### （6） お問い合わせ先

総合相談窓口 Tel 237-5890 農政課 Tel 237-2629

## 〈 就学の支援 〉

【14】 学用品等の給与又は貸与

【15】 小中学校への就学に関する相談

町民会館 1 階、学校教育課（237-0937）へお問い合わせください

## 〈 子どもの養育支援 〉

【16】 児童扶養手当の所得制限の特例措置

【17】 保育料の減免

役場 1 階、町民課福祉係（237-2576）へお問い合わせください

〈 税金・保険料の減免・猶予等 〉

- 【18】 町税等の納期の延長
- 【19】 町県民税の減免
- 【20】 固定資産税の減免
- 【21】 国民健康保険税の減免
- 【22】 介護保険料の徴収猶予及び減免
- 【23】 後期高齢者医療保険料の減免

役場1階、税務課（237-2639）へお問い合わせください

- 【24】 国民年金保険料の免除
- 【25】 国民健康保険一部負担金の免除
- 【26】 後期高齢者医療保険制度の一部負担金の猶予及び免除

役場1階、町民課保健係（237-2574）へお問い合わせください

〈 公共料金の減免 〉

- 【27】 下水道使用料の減免

役場1階、建設課下水道係（237-2597）へお問い合わせください

## 〈 福祉サービス等をご利用の方への支援 〉

### 【28】 障がい福祉サービス利用料等の助成

役場 1 階、町民課福祉係（2 3 7 - 2 5 7 6）へお問い合わせください

### 【29】 介護サービス利用料の免除

#### （1）支援の種類

利用料の免除

#### （2）支援の内容

要件に該当する被災者が平成 2 8 年 7 月末までに利用した介護サービスの利用料（一部負担金）について、サービス提供事業所へ支払いを猶予したのち、嘉島町において免除します。

#### （3）活用できる方

嘉島町介護保険の被保険者であり、次のいずれかの申立てをした方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### （4）手続

（3）の要件に該当する被保険者の方は介護サービスを受けた事業所に申立てをしてください。後日、嘉島町から確認させていただく場合があります。

#### （5）必要書類

・罹災証明書（嘉島町が要件を確認する際に必要となる場合があります）

#### （6）お問い合わせ先

町民課介護保険係 Tel 2 3 7 - 2 5 7 6

## 〈 就労の支援 〉

### 【30】雇用保険失業給付の特例措置

#### (1) 支援の種類

給付

#### (2) 支援の内容

被災地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。

#### (3) 活用できる方

災害により一時的に離職を余儀なくされた方

#### (4) 手続

最寄りのハローワークで手続きを行なってください。

#### (5) 必要書類

下記にお問い合せください。

#### (6) お問い合わせ先

ハローワーク上益城 TEL 282-0077

## 【31】 広域求職活動費支給制度

### (1) 支援の種類

給付

### (2) 支援の内容

雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介によって遠方の事業所の求人に応募し、遠方の事業主で面接するなど一定の要件を満たした場合に交通費や宿泊費の相当額が支給されます。

### (3) 活用できる方

雇用保険受給資格者

### (4) 手続

最寄りのハローワークで手続を行なってください。

### (5) 必要書類

広域求職活動費支給申請書等

### (6) お問い合わせ先

ハローワーク上益城 TEL 282-0077

## 【32】 移転費支給制度

### (1) 支援の種類

給付

### (2) 支援の内容

ハローワークが紹介した職業に就くため、次の①～③のいずれかの理由に該当し、住所または居所を変更する場合、本人とその家族が転居のために必要な交通費などが支給されます。

- ① 通常の交通機関を利用し、通勤するための往復時間が4時間以上の場合
- ② 交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤に著しい障がいがある場合
- ③ 移転先の事業所などの事業主の要求によって移転を余儀なくされた場合

### (3) 活用できる方

雇用保険受給資格者

### (4) 手続

最寄りのハローワークで手続きを行なってください。

### (5) 必要書類

移転費支給申請書等

### (6) お問い合わせ先

ハローワーク上益城 TEL 282-0077

## 【33】 労災保険制度

### (1) 支援の種類

給付

### (2) 支援の内容

仕事中に、地震により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

### (3) 活用できる方

仕事や通勤が原因で被災された労働者の方やご遺族の方

### (4) 手続

請求を受けて、労働基準監督署が労災保険の対象となるか否かの調査を行ないます。

### (5) 必要書類

請求書等

### (6) お問い合わせ先

熊本労働基準監督署 TEL 3 6 2 - 7 1 0 0

## 〈 家屋解体撤去、ごみ・がれきの処理 〉

### 【34】 家屋等の解体撤去

役場 1 階、建設課環境係（2 3 7 - 2 6 1 9）へお問い合わせください

### 【35】 災害ごみの受入・処分

#### （1）支援の種類

ごみの処理

#### （2）支援の内容

町民が自己搬入または町の許可を受けた委託業者が搬入した災害ごみを無料で受入・処分する。

① 搬入できるもの：コンクリートブロック、瓦、解体家屋の木材、家具、畳、布団、ガラス、陶磁器、家電

※タイヤ、消火器、バッテリー、土壁は搬入できません。一般家庭ごみ（可燃ごみ）は指定のごみ袋に入れて「ごみ収集カレンダー」に従いごみステーションに出してください

② 受入先：浮島周辺水辺公園北側駐車場

※災害ごみの受入れは町が指定した期間に限ります。

#### （3）活用できる方

熊本地震で嘉島町内にある住居等に被害のあった方

#### （4）手続

災害ごみの搬入、無料での受入・処分

#### （5）必要書類

・身分証明書 ・業者が搬入する場合は町が発行する許可証

#### （6）お問い合わせ先

建設課環境係 Tel 2 3 7 - 2 6 1 9

## ● **事業者への支援**

### 〈 **事業者のための支援** 〉

#### **【36】雇用調整助成金制度**

##### **(1) 支援の種類**

給付

##### **(2) 支援の内容**

被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金を受けることができます。被災地域に所在する事業所の場合、支給しやすいよう要件の緩和もしております。

##### **(3) 活用できる方**

雇用保険の適用事業の事業主で、支給対象要件を満たす事業主の方

##### **(4) 手続**

該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出てください。

##### **(5) 必要書類**

支給手続きに必要な書類がない場合でも手続きを行なうことができます。

##### **(6) お問い合わせ先**

ハローワーク上益城 TEL 282-0077

## 【37】 厚生年金保険料及び労働保険料等の納付期限の延長・猶予

### (1) 支援の種類

猶予

### (2) 支援の内容

被災地域の事業所に対して、厚生年金保険料及び労働保険料等の納付期限の延長・猶予を行ないます。

### (3) 活用できる方

被災地域の事業所

### (4) 手続

被災地域の事業主の方は、手続なしで自動的に納付期限を延長します。

### (5) 必要書類

下記にお問い合わせください。

### (6) お問い合わせ先

被災者専用フリーダイヤル TEL 0120-558-656

熊本東年金事務所 TEL 367-2503

## ● 農業への支援

### 〈 農業者のための支援 〉

#### 【38】 農林漁業セーフティネット資金

##### (1) 支援の種類

融資

##### (2) 支援の内容

農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を融資します。

●借入限度額 ① 簿記記帳を行なっている場合：年間経営費の1/2又は粗収益の1/2に相当する額のいずれか低い額

② ①以外の場合：1,200万円

●借入金利 0.10% (H28.4.20 現在) ※貸付当初5年間実質無利子化

●償還期限 10年 (うち据置期間3年) 以内

実質無担保・無保証人での貸付け

※支援内容については変更になる可能性があります。

##### (3) 活用できる方

①認定農業者 ②主業農林漁業者 ③認定新規就農者 ④集落営農組織

※②とは、農林漁業所得が総所得の過半を占めるもの又は粗収益が200万円以上であるもの

##### (4) 手続

最寄りの農協窓口でご確認ください。

##### (5) 必要書類

最寄りの農協窓口でご確認ください。

##### (6) お問い合わせ先

日本政策金融公庫本店フリーコール TEL 0120-154-505

上益城農業協同組合嘉島支所 TEL 237-0004

## 【39】 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）

### （1）支援の種類

融資

### （2）支援の内容

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を融資します。

- 借入限度額 個人 3億円 法人 10億円
- 借入金利 0.10%（H28.4.20 現在）※貸付当初5年間実質無利子化
- 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内

実質無担保・無保証人での貸付け

※支援内容については変更になる可能性があります。

### （3）活用できる方

認定農業者

### （4）手続

最寄りの農協窓口等でご確認ください。

### （5）必要書類

最寄りの農協窓口等でご確認ください。

### （6）お問い合わせ先

日本政策金融公庫本店フリーコール TEL 0120-154-505

上益城農業協同組合嘉島支所 TEL 237-0004

## 【40】農林漁業施設資金（災害復旧）

### （1）支援の種類

融資

### （2）支援の内容

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次の資金を融資します。

#### ① 果樹の改植等

果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

#### ② 個人施設

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

#### ③ 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

●借入限度額 負担額の100%又は1施設当たり1,200万円

●借入金利 0.10%（H28.4.20現在）※貸付当初5年間実質無利子化

●償還期限 15年（うち据置期間3年）以内

（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）

**実質無担保・無保証人での貸付け**

※支援内容については変更になる可能性があります。

### （3）活用できる方

① 農林漁業を営む方

② 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

### （4）手続

（6）にお問い合わせください

### （5）必要書類

（6）にお問い合わせください

### （6）お問い合わせ先

日本政策金融公庫本店フリーコール TEL 0120-154-505

## 【41】 経営体育成強化資金

### (1) 支援の種類

融資

### (2) 支援の内容

意欲と能力をもって農業を営む方に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で融資します。

資金名	限度額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の 80%	25 年以内 (据置 3 年以内(果 樹は 10 年 以内))	0.1% ※貸付当 初 5 年間 実質無利 子化
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人 1,000 万円～2,500 万円 法人 4,000 万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の 5 年間 (特認の場 合 10 年間) において支払われる既往借入 金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の 100%		

実質無担保・無保証人での貸付け

※支援内容については変更になる可能性があります。

### (3) 活用できる方

農業を営む方 (主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半 (法人は、総売上高の過半) を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円 (法人は 1,000 万円以上) 等

※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方

### (4) 手続

(6) にお問い合わせください

### (5) 必要書類

(6) にお問い合わせください

### (6) お問い合わせ先

日本政策金融公庫本店フリーコール TEL 0120-154-505

## 【42】 農業近代化資金

### (1) 支援の種類

融資

### (2) 支援の内容

意欲と能力をもって農業を営む方に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期低利の資金を融資します。

#### ●借入限度額

① 農業を営む方：個人1千8百万円、法人・団体2億円

② 農協等：15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

#### ●借入金利 0.10%（H28.4.20現在）※貸付当初5年間実質無利子化

#### ●償還期限 資金用途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

#### ●融資率 原則80%以内

実質無担保・無保証人での貸付け

※支援内容については変更になる可能性があります。

### (3) 活用できる方

① 農業を営む方

② 農業協同組合、農業協同組合連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

### (4) 手続

(6) にお問い合わせください。

### (5) 必要書類

(6) にお問い合わせください。

### (6) お問い合わせ先

経営局金融調整課 TEL 03-3501-3726

## 【43】 農業基盤整備資金（基盤の復旧）

### （1）支援の種類

融資

### （2）支援の内容

災害によって埋没した施設等の復旧に要するための費用を融資します。

- 借入限度額 貸付を受ける方が当該年度に負担する額
- 借入金利 0.10%（H28.4.20 現在）※貸付当初5年間実質無利子化
- 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内

実質無担保・無保証人での貸付け

※支援内容については変更になる可能性があります。

### （3）活用できる方

農林漁業を営む方、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

### （4）手続

（6）にお問い合わせください

### （5）必要書類

（6）にお問い合わせください

### （6）お問い合わせ先

日本政策金融公庫本店フリーコール TEL 0120-154-505

## 【44】被災農業者向け経営体育成支援事業

### (1) 支援の種類

助成

### (2) 支援の内容

農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕や農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕費用などの、農業者が農業経営を維持していくために必要な経費を支援します。

### (3) 活用できる方

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した方であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者

### (4) 手続

(6) にお問い合わせください

### (5) 必要書類

(6) にお問い合わせください

### (6) お問い合わせ先

九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 Tel 2 1 1 - 9 1 1 1

## ● 関係機関等のお問い合わせ先

### ■ 行政機関等

- ・ 嘉島町役場 237-1111
- ・ 上益城消防署 282-1955
- ・ 御船警察署 282-1110
- ・ 嘉島町社会福祉協議会 237-2988
- ・ 熊本県消費生活センター 383-0999
- ・ 熊本運輸支局 050-5540-2086

### ■ バス・鉄道

- 熊本バス(株)熊本中央営業所 378-3447

### ■ ライフライン

- ・ 九州電力熊本東営業所 0120-986-604
- ・ NTT故障 局番なしの「113」 携帯電話からは0120-444113
- ・ 熊本県道路交通情報センター 050-3369-6643

### ■ 税に関する相談

- ・ 熊本東税務署 369-5566 (自動音声でご案内します)【国税の相】
- ・ 熊本県上益城地域振興局税務課 282-3419 【県税の相談】

### ■ 営農相談

- ・ 熊本県上益城地域振興農業・普及振興課 282-0305

### ■ 雇用・労働

- ・ 熊本県地域共同求職支援センター 211-1233
- ・ 熊本県しごと相談・支援センター 352-0895
- ・ 熊本労働基準監督署内熊本総合労働相談コーナー 362-7100
- ・ ハローワーク上益城 282-0077

### ■ 融資・信用保証についての相談

- ・ 熊本県商工労働局商工振興金融課 333-2325 【震災策資金の相談等】
- ・ 住宅金融支援機構南九州支店 0120-0860-35
- ・ 日本政策金融公庫熊本支店
  - 中小企業事業 352-9155 【中小企業の方】
  - 農林水産事業 353-3104 【農林漁業・食品産業の方】
  - 国民生活事業 353-6121 【個人企業・小企業、教育ローンをご希望の方、恩給。共済年金担保融資をご希望の方】

- ・商工中金熊本支店 352-6184 【災害復旧資金】
- ・熊本県信用保証協会本所 375-2000  
中小企業・小規模事業者のための資金繰り支援等を行なうため「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関する特別相談窓口」を設置
- ・中小企業復興支援センター熊本 090-2712-3520

#### ■奨学金制度の緊急採用

- ・独立行政法人日本学生支援機構 03-6743-6719  
大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の学生を対象とした奨学金の貸与

#### ■弁護士相談

- ・熊本県弁護士会 相談窓口 312-3250（平日10時～16時）

#### ■その他

##### 運転免許証を紛失した場合

自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。

熊本県運転免許センター 233-0110

##### 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・金融庁相談ダイヤル フリーダイヤル0120-156-811

##### 住宅ローンの返済

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間9時～17時）

##### 地震保険

地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター（受付時間9：15～17：00ナビダイヤル0570-022-808、IP電話からは092-235-1761）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター（受付時間9：15～17：00）

- ・ナビダイヤル0570-001-830（IP電話からは03-6836-1003）

#### 生命保険の契約内容

震災により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行なうことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

医療機関への被保険者証の提示

被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

- ・九州厚生局 医療課 092-707-1123
- ・熊本県 健康福祉部 国保・高齢者医療課 333-2221
- ・各医療機関

#### 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル0120-558-656（月曜8：30～19：00、その他平日及び土日・祝日8：30～17：30）にお問い合わせください。

熊本東年金事務所（367-2503）または、役場町民課の国民年金担当窓口（237-2574）にお問い合わせすることもできます。

#### 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、熊本地方法務局（364-2145）にお問い合わせください。

#### 国税の特別措置

国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、熊本東税務署（369-5566）にお問い合わせください。

#### 県税の特別措置

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産

所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。詳しくは県央広域本部（352-4111）にお問い合わせください。

自動車取得税・自動車税に関することは、自動車税事務所（368-4020）にお問い合わせください。

#### 公共料金の減免措置等

電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行なう場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出に基づいての適用となりますので、手続方法について、各社へご確認ください。

##### ●電気

九州電力熊本東営業所・配電事業所（0120-986-604）

##### ●電話等

NTT西日本（116、0800-2000-116）

NTTドコモ（ドコモ携帯：151、一般電話等：0120-800-000）

au（au携帯：157、一般電話等：0077-7-111）

ソフトバンク（ソフトバンク携帯：157、一般電話等：0800-919-0157）

NHKでは、建物が半壊以上の被害を受けた場合、申出に基づき2か月間、受信料が免除になります。

詳しくはNHK（0570-077-077、9:00～20:00）にお問い合わせください。※ご利用になれない場合は050-3786-5003（有料）もご利用になれます。

#### JASSO支援金の受付、奨学金返還

学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。

#### 農林漁業関係災害復興の融資

被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

- ・日本政策金融公庫熊本支店（353-3104）
- ・日本政策金融公庫本店農林水産事業本部（0120-926478）
- ・農林中央金庫熊本支店（353-1147）

#### 中小企業者を対象とした相談窓口

被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返



48-2409)にご相談ください。

#### 災害復興住宅融資

住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資をご希望の方は、住宅金融支援機構お客様コールセンター（0120-086-353）にご相談ください。

#### 消費生活相談窓口

- ・熊本県消費生活センター 383-0999
- ・消費者ホットライン「188（いやや）」
- ・独立行政法人国民生活センター 「熊本地震消費者トラブル110番」  
0120-7934-48